

Title	大江匡房「殿下御八講願文」は承保二年の作か：『匡房全集』の完成に向けて
Sub Title	Was Oe no Masafusa's "Denka-gohakko-ganmon" written in the year Shoho 2 (1075)?
Author	佐藤, 道生(Sato, Michio)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1999
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.77, (1999. 12) ,p.61- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	井口樹生, 高山鉄男両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00770001-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00770001-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 大江匡房「殿下御八講願文」は承保二年の作か

——『匡房全集』の完成に向けて

佐藤 道生

一

『本朝続文粹』巻十二に「殿下御八講願文」と題する作品が収められている。作者は大江匡房（二〇四一—一一一一）で、『江都督納言願文集』巻三にも同題で収められている。この願文は本文末尾に「承保二年五月四日弟子関白従一位」とあって制作年時は明らかであるが、願主「関白従一位」を誰人に当てるかについてはやや問題がある。承保二年（一〇七五）五月四日当時の関白は従一位藤原教通である。しかし『本朝続文粹』の目録ではこの願文を「京極前太政大臣八講願文」とし（本文題目の右傍には「京極前太政大臣」と小字注記される）、また『江都督納言願文集』の目録にも「京極大殿御八講」とあり、両書ともに願主を藤原師実とする。実のところ師実は承保二年五月の時点ではまだ従一位左大臣であり、彼人が詔を受けて関白となるのは、教通がこの年の九月二十五日に薨じて後、十月十五日のことである。このように願主の記載と法会の日付との間には矛盾が見出される。

このことはこれまでどのように処理されてきたのであろうか。まず『史料綜覧』（一九二五年）では承保二年五月四日条に『本朝統文粹』を典拠として「関白教通八講ヲ修ス」とする。一方『新訂増補』国史大系』所収の『本朝統文粹』（一九四一年）では願主を師実として日付の「承保二年」を「三年」に改めている。近年では川口久雄『大江匡房』（一九六八年、吉川弘文館）は『史料綜覧』にしたがい、木本好信『江記逸文集成』（一九八五年、国書刊行会）、高橋伸幸『江都督納言願文集』総目録附筭記』は矛盾をそのままにして、この願文を承保二年五月四日の作、願主は師実としている。

本稿では願文の内容を具さに検討し、この問題について私見を述べたいと思う。

一一

そこでまず願文の本文を段落に分けて示し、次にその訓読文を掲げることにはしたい。本文は国立公文書館内閣文庫蔵『本朝統文粹』に拠り、誤写と思われる文字はその右傍に（〜）に括って正した。また訓読は訂正した本文にしたがって行なった。

京極前太政大臣  
殿下御八講願文

大府卿

弟子某敬白。満月円融之尊、影分於百億之外、宝蓮開敷之教、香遍於三千之中。仏法之冲逸、不可得称。（第一段）

伏惟、先公者累葉上相之家嫡、六代左戚之重臣也。降山岳之神靈、少入大麓之雨、受河洛之秀氣、早濟巨川之風。故能致君於堯舜、返俗於黃炎。四海皆戴旁午之恩、三朝共寄撫己之任。至彼功成理定、出俗入直、（真）臺閣扞衣、謝魏闕而遁

名、煙霞浪迹、剃周羅而問道。可謂行藏之義、独光宇宙、現當之謀、長冠幽明者也。

(第二段)

弟子<sup>(前)</sup>庇<sup>(前)</sup>祈<sup>(前)</sup>侯之內<sup>(前)</sup>拳、<sup>(前)</sup>編<sup>(前)</sup>伯<sup>(前)</sup>禽之外<sup>(前)</sup>兩。年纔三五、位登月卿、齡初十九、職至風后。方今繼祖考之余塵、極人臣之崇班、秉國鈞而當朝、撰皇綱而理世。榮余於身、便是先公之德也、賞過於分、何唯弟子<sup>(之)</sup>幸哉。

(第三段)

於戲、風樹長摧、墳松漸拱。晨昏一幼<sup>(抱)</sup>、春秋九迴。蒸々之心、感物增思、漣々之淚、<sup>(逐)</sup>逐年未乾。仍奉造立白檀四尺二寸釈迦如来像、普賢文殊二菩薩像各一体。奉書寫金字妙法蓮華經一部八卷、無量義觀音普賢阿弥陀般若心等經各一卷。麦秋晴天、梅雨良暉、排象岳而擬鷲嶺、掃蓮府而展華筵。嘔二十四口之薜蘿、開四日八座之講說。叩玄扃而不滯、皆是法門之闕西孔子也、論円珠而解紛、抑亦釈氏之市南宜僚也。爰槐棘合陰、水石增美。彩龍画鷁之任曉浪、混妙曲於瑠璃之琴、錦幡繡蓋之映夕陽、添潤色於翡翠之箔。況復禪定大后者弟子之同胞也、移綺帳而忝連瓊蓊、中宮殿下者弟子之長女也、出紫闈而暫迴金根。以生相府之光彩、以助法会之威儀。新生惠業、奉賁先公。

(第四段)

夫三身一身本相即之故、雖応身必具足法報身、前仏後仏体皆同之故、雖一仏亦供養無量仏。定知四土教主悉影向於此庭、三世如来<sup>(併)</sup>俯昭臨於此地。宜各証明弟子之丹心、速俾增進先公之紺頂。抑先公広作仏事之善根、截楚越竹未可說窮、利益衆生之願海、尽虚空界不能容受。必遊化於十方之淨刹、豈徘徊於三有之故郷。然猶若未昇十地之真位、則掬如々実相之水洗其塵垢、若未斷一品之<sup>(無)</sup>善明、亦挑智々清浄之燈增其光輝。昔王丞相之年々拜先墳矣、未訪菩提涅槃之門、何司徒之日々設中食焉、猶暗報恩追孝之道。今之所修、不恥於古而已。上自有頂天、下至無間獄、廻向所及、濟度無辺。弟子某敬白。

(第五段)

承保二年五月四日弟子関白從一位

殿下の御八講の願文

大府卿

弟子某敬それがしつしんでまを白す。満月円融の尊、影百億の外に分たる。宝蓮開敷の教へ、香三千の中に遍あまねし。仏法の冲遊、得て称する可からず。

(第一段)

伏して惟おもひのみれば、先公は累葉上相の家嫡、六代左戚の重臣なり。山岳の神靈を降し、少くして大麓の雨に入る。河洛の秀気を受け、早く巨川の風を濟わたす。故に能く君を堯舜に致し、俗を黄炎に返す。四海皆な旁午の恩を戴き、三朝共に綏己の任を寄す。彼の功成り理定まりて、俗を出で真に入るに至りては、臺閣に衣を払ひ、魏闕を謝して名を遁る。煙霞に迹を浪はしにし、周羅を剗りて道を問ふ。行蔵の義、独り宇宙に光り、現当の謀、長とこしなに幽明に冠かぶる者なり。

(第二段)

弟子、祁侯の内挙に応じ、伯禽の外留を編ます。年纔かに三五にして、位月卿に登る。齡初めて十九にして、職風后に至る。方まさに今、祖考の余塵を継ぎ、人臣の崇班を極む。国釣を秉りて朝に当り、皇綱を摂して世を理む。榮の身に余れるは、便ち是れ先公の徳なり。賞の分に過ぎたるは、何ぞ唯に弟子の幸のみならんや。

(第三段)

於戲、風樹長に摧くだけて、墳松漸くに拱なり。晨昏一たび絶えて、春秋九廻なり。蒸々たるの心、物に感じて思ひを増す、漣々たるの涙、年を遂つて未だ乾かず。仍りて白檀四尺二寸の釈迦如来像、普賢文殊二菩薩像各一体を造立し奉る。金字妙法蓮華經一部八卷、無量義・観音普賢・阿弥陀・般若心等經各一卷を書写し奉る。麦秋の晴天、梅雨の良曜、象岳を排ひいて鷲嶺に擬し、蓮府を掃はらひて華筵を展ぶ。二十四口の薛蘿を嘔し、四日八座の講説を開く。玄扃を叩きて滞らず、皆な是れ法門の関西の孔子なり。円珠を論じて紛を解く、抑も亦た釈氏の市南宜僚なり。爰に槐棘陰を合せ、水石美を増す。彩龍画鶴の暁浪に任するや、妙曲を瑠璃の琴に混ず。錦幡繡蓋の夕陽に映するや、潤色を翡翠の

箔すだれに添そふ。況んや復た、禪定太后は弟子の同胞なり、綺帳を移して忝なくも瓊萼すだれを連ぬ。中宮殿下は弟子の長女なり。紫闈を出でて暫く金根を廻めぐらす。以て相府の光彩を生じ、以て法会の威儀を助く。新たに惠業めぐみを生なして、先公を貢かぎり奉らん。  
(第四段)

夫れ三身一身本より相ひ即するが故に、応身と雖も必ず法報の身を具足す。前仏後仏体皆同じなるが故に、一仏と雖も亦た無量仏を供養す。定めて知りぬ、四土の教主悉くに此の庭に影向し、三世の如来併しかしながら此の地に照臨することとを。宜しく各おのの弟子の丹心を証明して、速すみかに先公の紺頂を増進せしむべし。抑も先公は広く仏事の善根を作すと、楚越の竹を載まるがごとく未だ説き窮つくす可からず。衆生の願海を利益すること、虚空界を尽せども容受すること能はず。必ず十方の淨刹に遊化すらん、豈に三有の故郷に徘徊せんや。然れども猶ほ若し未だ十地の真位に昇らざれば、則ち如々実相の水を掬ひんで其の塵垢を洗はん。若し未だ一品の無明を断たざれば、亦た智々清淨の燈を挑かけて其の光輝を増さん。昔、王丞相の年々に先墳を拜せし、未だ菩提涅槃の門を訪はざりき。何司徒の日々に中食を設けし、猶ほ報恩追孝の道に暗かりき。今の修する所、古へに恥ぢざるのみ。上は有頂天より、下は無間獄に至るまで、廻向及ぶ所、濟度無辺ならん。弟子某敬んで白す。  
(第五段)

承保二年五月四日弟子関白従一位

願文は右のように大きく五段に分れる。第一段は「仏の威光は円満なる月の如く百億国土の外までも照らし、法の教えは花ひらいた蓮の如く三千世界の中に遍く香っている。仏法の深遠なことはとても称讚し尽すことはできない」と佛法を満月と蓮華にたとえて称讚する。

第二段は「先公」（願主の亡父）について、その生涯を出家前とその後に分けて称える。

第三段は「弟子」（願主）の半生を「先公」の存在に関連づけて述べる。

第四段は、この法華八講が亡父に対する報恩と追善のために企図されたこと、そして当日の盛会のさまを述べる。

第五段では祈願の内容を述べる。前半ではこの善行に感じて諸仏が願主の真心を証明し、亡父の成仏を増進させて欲しいと願う。「抑先公」以下の後半では、生前に作した善根や利益した衆生が数え切れないことから推して、亡父が極樂往生を遂げたことは疑いないが、万一の場合を案じて、妄念を断ち十地に昇らせて欲しいと願う。末尾の「昔王丞相」云々の隔句封はこの法会の意義と規模を自負したものである。晋の王導が元帝を追慕してその山陵を拝するたびに哀慟した故事（『晉書』王導伝、『蒙求』「王導公忠」の古注）と、晋の何曾は至孝である反面、頗る贅沢な性格の持ち主で、一日の食費が一万銭にも及んだこと（『晉書』何曾伝）とをふまえ「むかし王導は毎年先帝の墳墓を拝したが、今日の願主のように亡き人を極樂往生させるまでには至らなかつた。また何曾は毎日中食を亡父のために供えはしたが、今日の願主に比べて報恩追孝の点ではなお見劣りがする」の意である。

## 二

さて、法会の願主（教通か師実か）と日時とを特定するためには、右の第二、三、四段をやや詳しく検討する必要がある。以下、これら三段にしぼって内容を見てゆくことにしよう。

第二段は前述の如く、願主の亡父について述べる。「先公者累葉上相之家嫡、六代左戚之重臣也」は「先公」が「累代上相の家系の嫡男として生れ、天皇帝外戚の臣下として重責を荷う六代目である」ことを言う。願主が教通ならば「先

公」は道長であり、師実ならば頼通である。「左戚」は『漢書』文帝紀に「昔先王遠く施して其の報を求めず、望祀して其の福を祈らず。賢を右にし戚を左にし、民を先にし己を後にす」に拠る。「六代」とあるのは、藤原氏で初めて関白となった基経から数えてのことであろうか。その場合、六代目は頼通に当る。但、天皇の外戚として執政したということであれば、初めて摂政となった良房から数えなければならぬ。その場合は道長がこれに当る。「降三山岳之神靈、少入三大麓之雨、受三河洛之秀氣、早濟三巨川之風。故能致三君於堯舜、返三俗於黃炎」は「四岳が神靈を降したのを承けて賢者の資質を獲得し、河図洛書の秀氣を得て治者の能力を具備した結果、若くして天子を補佐し政務を統轄する（摂政関白の）地位についた。それゆえ先公は天皇を帝堯帝舜に匹敵するような名君にし、風俗を黄帝炎帝の世に返すことができたのである」の意。「大麓」と「巨川」はそれぞれ「大麓に納れて烈風雷雨迷はず」（『尚書』舜典）、「若し巨川を濟らば、汝を用て舟楫と作さん」（『尚書』説命上）に拠り、共に摂政関白を言うときに用いる。「四海皆戴三旁午之恩、三朝共寄三綏己之任」は「四海の中では何処もその恩恵をありがたくいただき、天皇は三朝にわたって百官を総括することを彼人に任せた」の意。道長は一条、三条、後一条、片や頼通は後一条、後朱雀、後冷皇と輔佐の臣であつた。「三朝」の語は両者に当てはまり、「先公」がどちらを指すのか決め難い。「至三彼功成理定、出レ俗入レ真、臺閣扞レ衣、謝三魏闕二而遁レ名、煙霞浪レ迹、剃三周羅二而問レ道」は「その功績が成就し政治が安定したのち、俗世を出て仏門に入ることの思い立たれると、先公は潔く太政官（摂政関白の地位）を辞任して自由の身となり、天皇に暇を乞いて遁世し、頭を剃つて出家した」の意。この一節は「先公」の引退後の信仰生活がそれほど短かくはなかつたことを暗示しているように思われる。道長は寛仁二年（一〇二八）二月太政大臣を辞し、同三年三月二十一日出家。八年後の万寿四年（一〇二七）十二月四日に薨じている。一方、頼通は治暦四年（一〇六八）四月関白を辞し、延久四年（一〇七



(二) 正月二十九日出家。二年後の同六年二月二日に薨じている。両者ともに致仕後の生活は比較的長く、これまたどちらとも決められない。「可レ謂下行蔵之義、独光<sub>二</sub>宇宙<sub>一</sub>、現当之謀、長冠<sub>中</sub>幽明<sub>上</sub>者也」に見える「行蔵」の語は「論語」述而の「子、顔淵に謂ひて曰はく、之を用ふれば則ち行ない、之を舍つれば則ち蔵る。唯だ我れと爾と是れ有るかな」に拠る。この「行」と「蔵」はそれぞれ「兼濟」と「独善」に置き換えられる。「兼濟」とは、士大夫たる者の心構えとして、国に仕える時は広く天下の万民を救済することにとめる意であり、「独善」とは、政治から退かざるを得なくなった時には時機がふたたび到来するまでひとり我が身を修養する意である。「現当之謀」は現世來世のために作す諸の善行のことである。ここでは、行蔵の義をよくわきまえて身を処し、現当の謀をよく作した「先公」を世に類いなき理想的な人物であると評してこの段をしめくくる。以上、第二段に見られる「先公」についての記述からは、願主を誰と特定することはできない。

第三段の願主に関する記述を見ることにしよう。「応<sub>二</sub>祁僖之内拳<sub>一</sub>、褊<sub>二</sub>伯禽之外留<sub>一</sub>」に見える「祁僖」は晉の大夫。祁僖は晉の悼公から登用すべき人材を尋ねられた時、自身の仇である解狐や自分の息子の祁午を推薦したことから、偏りのない公正な人物であると評された（『左伝』襄公三年、『史記』晉世家）。「内拳」の語は『左伝』襄公二十一年に「祁大夫は外拳するに讎を棄てず、内拳するに親を失はず」とあり、また『史記』晉世家に「（祁僖）外拳するに仇を隠さず、内拳するに子を隠さず」とあるに拠る。「伯禽」は周公旦の長男。「外留」は周公旦が次子を周に留めて王室の相とする一方、長子伯禽を魯に出して魯公としたことを言う。したがってこの二句は「亡父は、周公旦が長子伯禽に跡を継がせず外地に留めたことを軽んじ、祁僖が公正に我が子を推薦したことを善しとして私を後継者とした」の意である。「年纔三五、位登<sub>二</sub>三月卿<sub>一</sub>、齡初十九、職至<sub>二</sub>三風后<sub>一</sub>」は願主が十五歳で公卿に、十九歳で大臣になったことを言う。

教通は寛弘七年（一〇一〇）十一月二十八日、十五歳で従三位に叙せられてはいるが、内大臣となるのは治安三年（一〇二一）七月二十五日、二十六歳の時であり、願文の記述に合わない。一方、師実は天喜三年（一〇五五）十二月十四日、十四歳で従三位に叙せられ、康平三年（一〇六〇）七月十七日、十九歳で内大臣に任ぜられている。これは願文の記述にほぼ合致する。したがって願主は教通ではなく、師実に比定すべきかと思われる。願主が師実ならば、必然的に願文の日付「承保二年五月四日」に誤りがあることになる。「方今繼三祖考之余塵、極三人臣之崇班、秉三國鈞一而當レ朝、撰三皇綱一而理レ世。榮余三於身、便是先公之徳也、賞過三於分、何唯弟子之幸哉」は、祖業を継いで人臣としては最高位につくことができたが、その過分な榮譽もたまたま得られたものではなく、亡父の積んだ徳のおかげである、とこの段をしめくくる。

第四段の冒頭「於戲、風樹長摧、墳松漸拱」の句では「ああ風樹は永遠に枯れ、墳墓に植えた松もひとかかえほどに成長した」と、先公が亡くなり孝養を尽すことができなくなってから久しく年月が経ったことを述べる。「晨昏一絶、春秋九廻」の「晨昏」は『礼記』曲礼上の「凡そ人の子為るの礼は、冬温かにして夏清しくし、昏に定めて晨に省る」に拠る語で、親のために夜には寢床をととのえ、朝には安否を問う意。したがってこの二句は、亡父の世話をする事ができなくなってから九年が過ぎたことを言う。そして、四時の物事に感じて孝養の思いが弥増し、どれほど年月が経つても亡父を思う涙の一向に乾く時がないので、仏像を造立し經典を書写して、追善供養を行なうことにした、と続く。すなわち、この法華八講は「先公」の没後九年に当って催されたのである。

師実の父、頼通は延久六年に薨じているから、その九年後は永保二年（一〇八二）に当る。そこで『百練抄』を繙くと、永保二年五月十四日条に「関白、堀河院に於て八講を修す。公家、度者を賜ふ。五卷の日に捧物有り。又船楽あ

り」の記事が見出される。したがって願文の日付の「承保二年五月四日」は「永保二年五月十四日」の誤りではないかと思われる。この時、作者匡房は四十二歳、正四位下左中弁で東宮学士を兼ねていた。『江都督納言願文集』の田中教忠旧藏本（現在国立歴史民俗博物館蔵）には本文末尾に「左中弁匡房作」と小字注記されている。これは日付の「承保二年五月四日」と食い違ふ（承保二年当時、匡房は美作守）が、「承保」が「永保」の誤りならば、両者は正しく照応する。これを要するに、永保二年五月十四日、従一位関白藤原師実は亡父頼通の追善供養のために自邸の堀河院で法華八講を催し、その願文の執筆を左中弁大江匡房に依頼した、ということである。

第四段の「麦秋晴天」以下は法華八講当日のありさまを描写したものである。ここには右のことを裏づける内容が間々見受けられる。「麦秋晴天、梅雨良暉、排<sub>二</sub>象岳<sub>一</sub>而擬<sub>二</sub>鷲嶺<sub>一</sub>、掃<sub>二</sub>蓮府<sub>一</sub>而展<sub>二</sub>華筵<sub>一</sub>。嘔<sub>三</sub>二十四口之薜蘿<sub>一</sub>、開<sub>三</sub>四日八講之講説<sub>一</sub>」は「夏日、自邸を靈鷲山に仕立て、美しい席を展べ敷き、二十四人の僧侶を請じて、四日八座の講説を催すことにした」の意。「叩<sub>二</sub>玄扃<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>滯、皆是法門之関西孔子也。論<sub>二</sub>円珠<sub>一</sub>而解<sub>レ</sub>紛、抑亦釈氏之市南宜僚也」は、講説に立つ僧侶が皆な論客ぞろいなので、『法華経』の難義は立ちどころに氷解したことを言う。「関西孔子」とは後漢の楊震のこと。経史に博く通じていたので時人がそう呼んだ（『蒙求』「楊震関西」注）。「市南宜僚」とは楚の賢者、熊宜僚のこと（『左伝』哀公十六年）。『莊子』には宜僚が魯侯や孔子と問答したことが見える。「槐棘合<sub>レ</sub>陰、水石増<sub>レ</sub>美。彩龍画鶴之任<sub>二</sub>暁浪<sub>一</sub>、混<sub>二</sub>妙曲於瑠璃之琴<sub>一</sub>、錦幡繡蓋之映<sub>二</sub>夕陽<sub>一</sub>、添<sub>二</sub>潤色於翡翠之箔<sub>一</sub>」は「多くの大臣公卿が集うたので、この地の山水もひときわ美しさを増した。龍頭鶴首の船が暁の浪にまかせて進む音は、瑠璃の琴の音色に混じり合つて妙曲を奏でているかのようなのである。錦繡の幡蓋が夕陽にきらめくさまは、翡翠の簾帷の美しさに更に色どりを添えている」の意。隔句対の前半は大臣公卿たちが船遊びに興じるさまを表現している。これは前掲の『百練抄』に「船

樂あり」とあるのに合致する。「況復禪定大后者弟子之同胞也、移<sup>二</sup>綺帳<sup>一</sup>而忝連<sup>二</sup>瓊萼<sup>一</sup>、中宮殿下者弟子之長女也、出<sup>二</sup>紫闈<sup>一</sup>而甦迴<sup>二</sup>金根<sup>一</sup>。以生<sup>二</sup>相府之光彩<sup>一</sup>、以助<sup>二</sup>法会之威儀<sup>一</sup>。新生<sup>二</sup>惠業<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>責<sup>二</sup>先公<sup>一</sup>」は、これに加えて同胞の太皇太后と長女の中宮とが法会に臨席し、一族の繁栄を誇示し、法会の威厳を援助した。こうして知恵に満ちた善業を成し遂げ、故頼通公を責飾し奉った、と段落を結ぶ。「禪定大后」は後冷泉天皇の中宮となった四条宮寛子（一〇三六―一〇七七）で、師実の姉に当る。「中宮殿下」は白河中宮藤原賢子（一〇五七―一〇八四）、師実の長女である（実父は源顯房）。以上、願文の第二、三、四段の内容を検討した。最後に願文の末尾一行を

<sup>(本)</sup>承保二年五月四日弟子関白従一位

と正して本稿を終えることにする。